ウエストライフ介護福祉士実務者研修 通信課程 学則

(目的)

第1条

多様化する介護・福祉ニーズに対し、公正な職業倫理を涵養し、専門性の高い知識・技術 を会得することにより、地域社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

(事業者の名称・所在地)

第2条

本研修は、次の事業者が実施する。

名称 西部ガスライフサポート株式会社

所在地 福岡県福岡市早良区百道浜三丁目9番17号

(研修の名称)

第3条

研修の名称は、ウエストライフ介護福祉士実務者研修 通信課程(以下、「本研修」)と称する。

(演習会場)

第4条

演習会場は、次のとおりとする

研修会場 福岡県福岡市城南区南片江六丁目 12番1号 ウエストライフ南片江

(修業年限)

第5条

研修の受講期間は、無資格者は 6 ヶ月、訪問介護 2 級課程修了者または介護職員初任者 研修修了者は 3 ヶ月とし、1 年を超えて受講できない。

(受講定員)

第6条

学級数、定員は以下の通りとする。

学級数 4

1学級の定員 10名

1学年の定員 40名

(養成課程)

第7条

本研修の研修科目は、別紙シラバスのとおりとする。

介護過程Ⅲの科目については、スクールアワーを適用する。

科目の免除は、学則別表1のとおりとする。

(休業日)

第8条

- (1) 休業日は、土・日・祝日とする。(面接授業の開講日を除く。)
- (2) 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の 中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講 者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(入学時期)

第9条

本研修の入学の時期は、各学級の開講日とする。開講日および受講期間については以下の通りとする。

| - | | |
|-------|-------------|--|
| 開校日 | 受講期間 | |
| 2月1日 | 2月1日~7月31日 | |
| 4月1日 | 4月1日~9月30日 | |
| 6月1日 | 6月1日~11月30日 | |
| 10月1日 | 10月1日~3月31日 | |

(受講資格)

第10条

本研修は、無資格者、または訪問介護員2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者のうち、日本国内に在住し面接授業に参加することが可能な介護福祉士の資格取得を目指す者が受講できる。

(受講の申し込み)

第11条

受講手続きは、次のとおりとする。

(1) 指定の申し込み用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類(資格を有する方は資格証のコピー)を添付して、期日までに提出する。先着順に受付し、定員に達した場合は締め切りとする。

申し込み締切日は、開講日の2週間前とする。

- (2) 受付後、受講予定通知書を受講予定者に通知する
- (3)受講予定通知書を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料および教材費を納入する。
- (4) 受講料等の納入を確認した後、受講決定通知書と教材一式を発送する。

(受講の手続き)

第12条

受講料等は受講予定通知書が届いてから原則 10 日以内に納入しなければならない。10

日以内に納入が確認できない場合は、当法人は受講辞退として取り扱うことができる。

(受講料の返還)

第13条

納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申し込み締切日までに受講の辞 退の申し出があった場合は、当法人の規定に従い返還することとする。その際の振り込み手 数料は受講予定者負担とする。

| 辞退を申し出た日 | 返還額 |
|---------------|--------|
| 受講申し込み締め切り日まで | 受講料の全額 |
| 受講申し込み締め切り以降 | なし |

(受講生の本人確認)

第14条

受講生の本人確認は、初回の講義時に以下の身分証明書を確認する。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票(3ケ月以内発行されたもの)
- (2) 運転免許証またはパスポートのいずれか1つ
- (3) 健康保険証、年金手帳、在留カード等を提出する場合はこれらのうち2種類

(休学・退学)

第15条

休学の希望があった場合は、次回の研修に引き継ぐことができる。

退学の希望があった場合は、面接相談の上、認めることができる。但し、その場合、受講料は返金しないものとする。

(受講料等)

第16条

本研修の受講料は以下の通りとする。

| 有する資格 | 受講時間数 | 受講料 (税込) |
|-------------|--------|----------|
| 無資格 | 450 時間 | 99,000 円 |
| 訪問介護員2級課程修了 | 320 時間 | 77,000 円 |
| 介護職員初任者研修修了 | 320 時間 | 77,000 円 |

※上記の他、テキスト代 14,080 円 (税込)、e ラーニング ID 費 1,650 円 (税込) が別途必要

(履修方法)

第17条

通信授業は、決められたスケジュール表に基づいて各々テキストで学び、定められた期間内に、e ラーニングの演習を行わなければならない。

面接授業は、介護過程Ⅲを5日間で45時間、「医療的ケア演習」を1日で9時間の合計

54 時間受講することとする。欠席は認められない。やむを得ない事情により欠席した場合には、次回の研修で該当講義を受講することとする。

受講生は、学修内容について相談、質疑等がある場合は、質問表や電子メールによって行うことができる。

(評価方法)

第18条

学修の達成度は、e ラーニングで各科目の演習問題を解答し、70 点以上を合格とする。 不合格の場合は、演習問題を再解答する。

面接授業については、「介護過程Ⅲ」は最後に考査の時間を設ける。「医療的ケア演習」は、 それぞれの演習内容を5回ずつ以上実施し講師が指導評価する。

(修了証明書の交付)

第19条

通信学習および面接授業全て合格した者に対して、修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 20 条

修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。 ただし再交付手数料として 2,000 円を申し受けるものとする。

(運営の組織)

第21条

研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

校長 1名

専任教員 1名以上

講師 若干名

事務職員 若干名

(懲戒)

第22条

受講生が次の各号のいずれかに該当した時は、懲戒、停学または退学の措置をとることが できる。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載および受講誓約書の内容に違反した者
- (2) 学習意欲が極めて低く、修了の見込みがない認められる場合
- (3) 本研修の進行を妨げる等秩序を乱し、他受講生の迷惑となる行為をした場合
- (4) 当法人の施設、設備を故意に破損した場合

(個人情報の保護)

第23条

- (1) 当法人が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は当法人の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。
- (2) 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他)

第24条

本学則の定めにない事項で必要であると認められるときは、当法人がそれを定める。

附則

この規定は、令和3年10月1日より施行する。

実務者研修 受講者別履修科目一覧

学則別表1

| 履修時間 | 無資格者 | 介護職員初任者研修修了者 | 訪問介護員2級課程修了者 |
|---------|---------------|---------------|---------------|
| 5時間 | 人間の尊厳と自立 | 免除 | 免除 |
| 5時間 | 社会の理解Ⅰ | 免除 | 免除 |
| 30時間 | 社会の理解Ⅱ | 社会の理解Ⅱ | 社会の理解Ⅱ |
| 10時間 | 介護の基本Ⅰ | 免除 | 免除 |
| 20時間 | 介護の基本Ⅱ | 介護の基本Ⅱ | 免除 |
| 20時間 | コミュニケーション技術 | コミュニケーション技術 | コミュニケーション技術 |
| 20時間 | 生活支援技術Ⅰ | 免除 | 免除 |
| 30時間 | 生活支援技術Ⅱ | 免除 | 免除 |
| 20時間 | 介護過程Ⅰ | 免除 | 免除 |
| 25時間 | 介護過程Ⅱ | 介護過程Ⅱ | 介護過程Ⅱ |
| 45時間 | 介護過程Ⅲ(スクーリング) | 介護過程Ⅲ(スクーリング) | 介護過程Ⅲ(スクーリング) |
| 20時間 | こころとからだのしくみ [| 免除 | 免除 |
| 60時間 | こころとからだのしくみ 🏾 | こころとからだのしくみ Ⅱ | こころとからだのしくみ Ⅱ |
| 10時間 | 発達と老化の理解Ⅰ | 発達と老化の理解 I | 発達と老化の理解Ⅰ |
| 20時間 | 発達と老化の理解Ⅱ | 発達と老化の理解Ⅱ | 発達と老化の理解Ⅱ |
| 10時間 | 認知症の理解Ⅰ | 免除 | 認知症の理解Ⅰ |
| 20時間 | 認知症の理解Ⅱ | 認知症の理解Ⅱ | 認知症の理解Ⅱ |
| 10時間 | 障害の理解Ⅰ | 免除 | 障害の理解Ⅰ |
| 20時間 | 障害の理解Ⅱ | 障害の理解Ⅱ | 障害の理解Ⅱ |
| 50時間+演習 | 医療的ケア | 医療的ケア | 医療的ケア |
| 受講時間数 | 450時間 | 320時間 | 320時間 |